

# 国民健康保険税 に関するお知らせ

税務課（吉備庁舎）

令和 7 年度 (2025 年度) の国民健康保険税の税率については右の表のとおりです。和歌山県内の保険税水準の統一に向けて、段階的に税率を変更していく予定です。

今年度は、有田川町では所得割を増加させ、均等割・平等割を減少させています。

| 区分                                          | 内訳区分 | 令和 7 年度<br>(2025 年度) | 令和 6 年度<br>(2024 年度) | 前年度比    |
|---------------------------------------------|------|----------------------|----------------------|---------|
| 医療給付費分<br>(加入者全員に課税)                        | 所得割率 | 8.00%                | 7.37%                | 0.63% 増 |
|                                             | 均等割額 | 3 万 1,800 円          | 3 万 1,800 円          | 0 円     |
|                                             | 平等割額 | 2 万 2,200 円          | 2 万 2,200 円          | 0 円     |
| 後期高齢者支援金等分<br>(加入者全員に課税)                    | 所得割率 | 2.80%                | 2.17%                | 0.63% 増 |
|                                             | 均等割額 | 10,200 円             | 1 万 200 円            | 0 円     |
|                                             | 平等割額 | 7,000 円              | 7,000 円              | 0 円     |
| 介護納付金分<br>(介護 2 号被保険者：<br>40 歳から 64 歳の方に課税) | 所得割率 | 2.40%                | 1.93%                | 0.47% 増 |
|                                             | 均等割額 | 10,100 円             | 1 万 800 円            | 700 円減  |
|                                             | 平等割額 | 5,200 円              | 5,500 円              | 300 円減  |
| 合計                                          | 所得割率 | 13.20%               | 11.47%               | 1.73% 増 |
|                                             | 均等割額 | 5 万 2,100 円          | 5 万 2,800 円          | 700 円減  |
|                                             | 平等割額 | 3 万 4,400 円          | 3 万 4,700 円          | 300 円減  |

## 賦課限度額の一部変更

国民健康保険税の賦課限度額について、医療給付費分は 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金分は 24 万円から 26 万円に変更になりました。

|      | 令和 6 年度<br>(2024 年度) | 令和 7 年度<br>(2025 年度) |
|------|----------------------|----------------------|
| 医療分  | 65 万円                | 66 万円                |
| 支援金分 | 24 万円                | 26 万円                |
| 介護分  | 17 万円                | 17 万円                |
| 合計   | 106 万円               | 109 万円               |

## 前納納付書の廃止

令和 4 年度 (2022 年度) までは、一部の方を除いて前納納付書 (1 枚) と 1 期から 8 期までの納付書 (8 枚) の合計 9 枚を送付していましたが、二重納付防止などの理由から前納の納付書を廃止しています。前納で納付される場合は、1 期から 8 期までの全ての納付書を一括でご利用いただき、窓口や決済アプリなどでの納付をお願いします。

## 軽減基準額の見直し

令和 7 年度 (2025 年度) の国民健康保険税の 2 割・5 割軽減の判定基準額 (計算式の数値) が見直しになりました。軽減を受けることができる世帯の基準額は、下の表の計算で確認できます。

国民健康保険税の納税義務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。軽減を受けるための申請は必要ありませんが、未申告者が 1 人でもいれば軽減を受けることができません。収入の有無に関わらず所得申告が必要です。

| 軽減割合 | 軽減判定基準額                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 2 割  | 43 万円 + 国保加入者数 (特定同一世帯所属者数含む) × 56 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下     |
| 5 割  | 43 万円 + 国保加入者数 (特定同一世帯所属者数含む) × 30 万 5 千円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 |
| 7 割  | 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下                                     |

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方のことです。